「総合資源エネルギー調査会

省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」

「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」 合同会議 (第38回)の一部非公開について(案)

「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議(第1回)の資料2「議事の運営について」の5.において、「個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長及び委員長に一任するものとする。」としている。

当該規定に基づき、議題(1)第1ラウンド事業における事業者撤退の要因検証等 については、会議又は資料を公開した場合、個別事業者の競争上の地位その他正当な 利益を害するおそれがあることから、一部非公開とする。

議事の運営について

- 1. 本合同会議は、原則として公開する。なお、傍聴については、本合同会議の運営に支障を来さない範囲において、原則として認める。
- 2. 配布資料は、原則として公開する。
- 3. 議事要旨については、原則として会議終了後1週間以内に作成し、公開する。
- 4. 議事録については、原則として会議終了後1ヶ月以内に作成し、公開する。
- 5. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、 座長及び委員長に一任するものとする。